

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業

登録対象者	奨学金の貸与を受けている者(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者の技術者として就職を希望している者 ア 大学又は大学院を令和8年3月31日までに卒業又は修了予定の者 イ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満35歳未満の者 ウ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者 2. 次のア又はイのいずれかの奨学金を借り入れていること ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金 イ 代理返還制度を実施している公的機関実施の貸与型奨学金で東京しごと財団理事長が認めるもの 3. 他の制度による奨学金の返還免除等を受けていない者
助成金額	次の①から③のうち、登録企業があらかじめ選択した額を最大3年間にわたり助成。 ①30万円(年額10万円) ②72万円(年額24万円) ③150万円(年額50万円) ※登録企業の求人情報や助成金額は、本事業専用ウェブサイトを確認すること。
登録申込方法	事業専用ウェブサイトから直接申請してください。
登録申込受付期間	2025年4月3日(木)～2026年3月13日(金)17時必着
備考	制度の詳細は事業専用ウェブサイトで確認してください。 https://tokyo-scholarship-support.jp/